

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病予防法に基づく検査命令 ・道路の区域変更（9件） ・道路の供用開始（17件） <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査の成果の認証 ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（2件） ・測量の実施（2件） ・測量の終了 <p>◎ 教育委員会規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長崎県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 <p>◎ 選挙管理委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数 	<p>所管課（室）名</p> <p>畜 産 課 道 路 維 持 課 〃</p> <p>土 地 対 策 室 経 営 支 援 課 建 設 企 画 課 〃</p> <p>高 校 教 育 課</p> <p>選挙管理委員会書記室</p>
--	---

告 示

長崎県告示第146号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり家畜の所有者に対し家畜防疫員による検査を受けることを命ずる。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

監視伝染病の種類	実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	発生の予防	県内全域	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 県内へ移入した牛で1又は2に該当するもの及び繁殖の用に供する肉用牛	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	予備的抗体検出法による検査 リアルタイムPCR法による検査 ヨーニン検査 エライザ法による検査 補体結合反応検査

			4 1又は2と同一施設内で飼育している牛		細菌検査
伝達性海綿状脳症	発生の予防	県内全域	1 牛 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛（同条第2項ただし書に該当する場合を除く） 2 めん羊及び山羊 月齢又は推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊及び山羊の死体	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	エライザ法による検査 ウエスタンブロット法による検査 免疫組織化学的検査
腐蛆病	発生の予防	県内全域	実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、家畜保健衛生所長が必要と認めた蜜蜂	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	肉眼的検査 細菌検査
ブルセラ症	発生の予察	県内全域	家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	急速凝集反応検査 エライザ法による検査
結核	発生の予察	県内全域	家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	ツベルクリン検査
アカバネ病	発生の予察	県内全域	実施する区域で飼養されている越冬していない牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和4年6月1日～ 11月30日	中和試験
アイノウイルス感染症	発生の予察	県内全域	実施する区域で飼養されている越冬していない牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和4年6月1日～ 11月30日	中和試験
チュウザン病	発生の予察	県内全域	実施する区域で飼養されている越冬していない牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	令和4年6月1日～ 11月30日	中和試験

長崎県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路線名 荒牧尾登線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市南串山町甲字井手ノ上南新山5056番地から 雲仙市南串山町甲字井手ノ上南新山5055番1地先まで	前	10.1~10.2	10.9	
	後	9.1~9.2	10.9	

長崎県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路 線 名 奥ノ平時津線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡時津町日並郷字火籠1302番1地先から 西彼杵郡時津町日並郷字火籠1302番1地先まで	前	15.6~15.9	2.4	
	後	15.5~15.8	2.4	

長崎県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路 線 名 奥ノ平時津線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡時津町日並郷字火籠1313番16地先から 西彼杵郡時津町日並郷字火籠1313番1地先まで	前	19.7~23.0	2.8	
	後	19.5~19.7	2.8	

長崎県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路 線 名 奥ノ平時津線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡時津町日並郷字火籠1317番6地先から 西彼杵郡時津町日並郷字火籠1320番3地先まで	前	12.0~12.4	43.4	
	後	11.9~12.4	43.4	

長崎県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 諫早外環状線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市小川町1475番地先から 諫早市栗面町725番1地先まで	前	81.5~100.7	37.6	
	後	100.7~241.7	37.6	

長崎県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 玉之浦岐宿線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市玉之浦町幾久山字唐干田8番2地先から 五島市玉之浦町幾久山字唐干田32番第1地先まで	前	16.2~26.2	50.3	
	後	19.2~64.6	50.3	

長崎県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 佐尾港線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町奈良尾郷字萱場99番1地先から 南松浦郡新上五島町奈良尾郷字萱場99番3地先まで	前	16.0~21.5	15.0	
	後	22.6~28.7	15.0	

長崎県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 佐世保日野松浦線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市日野町797番1地先から 佐世保市日野町794番1地先まで	前	11.7~15.2	21.6	
	後	11.2~11.3	21.6	

長崎県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 鷹島線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
松浦市鷹島町三里免字犬崎2277番1地先から 松浦市鷹島町三里免字犬崎2266番1地先まで	前	18.9~31.3	48.6	
	後	18.9~45.3	48.6	

長崎県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	南島原市有家町小川字上小柳363番1地先から 南島原市有家町小川字上小柳365番1地先まで	令和4年3月11日

長崎県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 荒牧尾登線	雲仙市南串山町甲字諏訪ノ原5087番7地先から 雲仙市南串山町甲字井手ノ原5045番3地先まで	令和4年3月11日

長崎県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 奥ノ平時津線	西彼杵郡時津町日並郷字火籠1295番7地先から 西彼杵郡時津町日並郷字火籠1320番3地先まで	令和4年3月11日

長崎県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐世保嬉野線	東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷字平田2202番3地先から 東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷字平田2195番2地先まで	令和4年3月11日

長崎県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 383号	平戸市上中津良町字神上460番1地先から 平戸市上中津良町字平石524番1地先まで	令和4年3月11日

長崎県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 207号	西彼杵郡長与町岡郷字加瀬川2961番34地先から 西彼杵郡長与町岡郷字加瀬川2961番24地先まで	令和4年3月11日

長崎県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 厳原豆酛美津島線	対馬市厳原町尾浦字池石144番55地先から 対馬市厳原町尾浦字池石144番8地先まで	令和4年3月11日

長崎県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 厳原豆酛美津島線	対馬市厳原町尾浦字池石144番8地先から 対馬市厳原町尾浦字池石144番8地先まで	令和4年3月11日

長崎県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 富江岐宿線	五島市富江町田尾字上ノ小濱1603番3地先から 五島市富江町田尾字上ノ小濱1603番3地先まで	令和4年3月29日

長崎県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 富江岐宿線	五島市富江町田尾字上ノ小濱1590番3地先から 五島市富江町田尾字上ノ小濱1590番3地先まで	令和4年3月29日

長崎県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 佐尾港線	南松浦郡新上五島町奈良尾郷字萱場99番1地先から 南松浦郡新上五島町奈良尾郷字萱場99番3地先まで	令和4年3月11日

長崎県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐世保日野松浦線	佐世保市日野町783番2地先から 佐世保市日野町795番1地先まで	令和4年3月11日

長崎県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 重尾長畑線	佐世保市城間町366番2地先から 佐世保市城間町355番1地先まで	令和4年3月11日

長崎県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 重尾長畑線	佐世保市萩坂町1756番2地先から 佐世保市萩坂町1764番第1地先まで	令和4年3月11日

長崎県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	島原市御手水町甲2325番1地先から 島原市亀の甲町乙1789番2地先まで	令和4年3月11日

長崎県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 204号	松浦市御厨町大崎免字雨久保133番4地先から 松浦市御厨町大崎免字雨久保133番4地先まで	令和4年3月11日

長崎県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 御厨田代江迎線	松浦市御厨町前田免字上坊593番1地先から 松浦市御厨町前田免字井手ノ前611番1地先まで	令和4年3月11日

公 告**地籍調査の成果の認証（公告）**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
大村市	H30年度からR3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 大村市 鈴田第二	令和4年3月4日
雲仙市	R1年度からR3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 雲仙市 北本町第2	令和4年3月4日
対馬市	R1年度からR3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 佐護西里第4	令和4年3月4日
対馬市	R1年度からR3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 飼所第1	令和4年3月4日
対馬市	H30年度からR3年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 古里第1-2	令和4年3月4日

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
S & B葉山ショッピングプラザ
長崎県長崎市葉山一丁目28番15号
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課、長与町建設産業部産業振興課及び時津町産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン夢彩都

長崎県長崎市元船町14番49外

2 届出の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

長崎市長 田上 富久

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県西彼杵郡長与町高田郷（一部）地域	令和4年3月1日から 令和4年4月30日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（電子基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、東彼杵郡川棚町、南松浦郡新上五島町	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年3月11日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
平戸市田平町	令和4年2月28日

教育委員会規則

長崎県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

長崎県教育委員会規則第3号

長崎県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

長崎県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和31年1月17日長崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「普通科」を「普通教育を主とする学科（以下「普通科」という。）」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和4年3月11日

長崎県選挙管理委員会
委員長 茸本 昭晴

電話代表
直通表
(八二四)
二二
一一
四一

1	50分の1の数	22,241	人
2	総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と 40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗 じて得た数とを合算して得た数	239,005	人
3	県議会議員選挙区別の3分の1の数		
	長崎市	115,537	人
	佐世保市・北松浦郡	72,253	人
	島原市	12,248	人
	諫早市	37,538	人
	大村市	26,332	人
	平戸市	8,502	人
	松浦市	6,115	人
	対馬市	8,285	人
	壱岐市	7,159	人
	五島市	10,302	人
	西海市	7,527	人
	雲仙市	11,859	人
	南島原市	12,466	人
	西彼杵郡	19,221	人
	東彼杵郡	10,006	人
	南松浦郡	5,335	人

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号
株式会社
クイック
プリン
ト
宏
弥